

令和 3 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 25 日

担当部・課：福祉部子ども保育課 [内線 2528]

教育委員会教育総務課 [内線 5015]

① 件 名
保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>令和 3 年 1 2 月、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等を盛り込んだ国の令和 3 年度補正予算が成立し、保育士・幼稚園教諭等を対象に収入を 3 %程度引き上げるための措置を本年 2 月から実施することが示された。</p> <p>【目的】</p> <p>賃金改善を行う私立幼稚園、私立認可保育所、私立認定こども園、特定地域型保育事業所及び民間の放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（令和 3 年府子本第 1 2 0 3 号） 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱（令和 3 年子発 1 2 2 3 第 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 1 2 月 第 2 0 7 回臨時国会において令和 3 年度補正予算成立 （国）保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に係る実施要綱制定</p>
⑤ 主な内容
<p>職員に対して 3 %程度の賃金改善を行う施設に対して、当該賃金改善に必要な費用を補助する。</p> <p>1 交付対象期間 令和 4 年 2 月から 9 月まで（なお、令和 4 年 1 0 月以降は、従来の給付費等で交付する。）</p> <p>2 交付対象者 (1)私立幼稚園、私立認可保育所、私立認定こども園、特定地域型保育事業所に勤務する職員（法人役員を兼務する施設長や職員は除く。） (2)民設民営の放課後児童クラブ及び市が委託する放課後児童クラブに勤務する職員（法人役員を兼務する施設長や職員を除く。）</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

賃金改善を行う事業所に対し、必要な費用を補助することにより、当該保育士等の処遇改善が図られる。

【市財政への負担】

48,035千円

(内訳)

施設別	対象施設数・対象者数	支出区分	金額（千円）
私立幼稚園	対象施設 2施設 対象者 34人	補助金	2,901
私立認可保育所 私立認定こども園 地域型保育事業所	対象施設 24施設 対象者 445人		39,233
釜保育所	対象者 20人	委託料	1,721
放課後児童クラブ	対象クラブ数 R3 民間 3クラブ 業務委託 2クラブ R4 民間 2クラブ 業務委託 11クラブ 対象者 R3 25人 R4 55人	補助金	4,180

(財源) 令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金(国10/10)

参考

令和4年10月分からの財源措置については、従来の給付費等に反映

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所
(財源) 教育・保育給付費負担金 (国1/2・県1/4・市1/4)
- ・放課後児童クラブ
(財源) 子ども・子育て支援交付金(国1/3・県1/3・市1/3)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内全市において実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年2月 市議会第1回定例会に関係補正予算案について提案
(仮称) 保育士・幼稚園教諭・放課後児童クラブ支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱制定(告示の日から施行、2月分から遡及適用)

⑨ その他